



# 新たに農業を開始する認定農業者、認定新規就農者は、 10アール(1反)で農業を開始できます。

## これまで

恵那市内で農業を開始するためには、自己所有か貸借で30アール(3反)以上の農地を確保する必要がありました。

## これから

恵那市から認定農業者か認定新規就農者の認定を受け、新規で営農を開始される方に限り、これまでの要件を緩和し、10アール(1反)以上の農地を貸借により確保することで、営農を開始することができます。

## 注意

認定を受けると5年ごとに審査があります。計画で定めた目標を下回り、かつ、改善の見込みがないときは、賃借権など農地に関する権利の設定が取り消される場合があります。

## 認定農業者

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づいた農業経営改善計画を恵那市に提出し、認定を受けた農業者です。  
認定を受けるためには、5年後の目標として次の要件を満たす必要があります。

- ①年間の所得が概ね400万円以上であること。
- ②年間の労働が1600時間～2000時間程度であること。

## 認定新規就農者

認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に基づいた青年等就農計画を恵那市に提出し、認定を受けた農業者です。  
認定を受けるためには、5年後の目標として次の要件を満たす必要があります。

- ①年間の所得が概ね160万円以上であること。
- ②年間の労働が1600時間～2000時間程度であること。